



# 議会・選挙

## 町議会

**問** 議会事務局 ☎0745-45-0012

### 町議会議員

町民の皆さんの選挙によって選ばれ、任期は4年、条例で定数は12人と定められています。

町議会議員には、町内に住む満25歳以上の選挙権のある方であれば、選挙に立候補することができます。

### 議会のしくみ

#### ▶ 本会議

町民の皆さんの代表として、12人の町議会議員が集まって会議をするのが「本会議」です。

本会議には「定例会」と「臨時会」があり、定例会は毎年3月、6月、9月、12月の4回開かれ、必要に応じて臨時会が開かれます。

本会議では、町民生活にかかわる重要事項や予算、決算が審議され、町の最終的な意思が決定されます。また、各定例会では、町政全般について、議員が質問したり、意見を述べたりする「一般質問」が行われます。

#### ▶ 委員会

町議会で取り扱う事項は、幅広い分野にわたっています。そのため、より詳しく調べるため、それぞれの部門に分かれて審査する「委員会」が設けられています。

委員会には、常に設置されている「常任委員会」と必要に応じて設置される「特別委員会」があります。

### 請願・陳情

町民の皆さんが国や県、町に対して、いろいろ要望や意見があるときは、要望書、陳情書を提出することができ、誰にでもその権利は認められています。

請願の場合には、町議会議員1人以上の紹介が必要になります。

### 傍聴

本会議は誰でも気軽に傍聴することができます。傍聴席入り口にある傍聴人受付票に住所、氏名を記入の上、入場してください。小学生以下の方や団体で傍聴される場合は、事前に議会事務局までご連絡ください。

### 平群町議会ホームページ(町ホームページ内)

議員名簿、委員会構成、議会日程、議決結果、可決した意見書、会議録、議会だより、議会の活動等を掲載しています。

### 議会中継

本会議の録画中継を行っています。会議終了日から概ね10日後からご覧いただけます。



議会中継QRコード



## 国民の祝日について (その由来や意味の豆知識をご紹介します)

### 元日

1月1日

年のはじめをお祝いします。



### 成人の日

1月の第2月曜日

おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励まします。



### 建国記念の日

政令で定める日

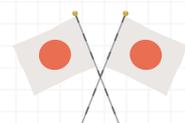
建国をしのび、国を愛する心を養います。



### 天皇誕生日

現在即位している  
天皇陛下の誕生日

天皇の誕生日をお祝いします。



# 選挙

問 総務防災課 ☎0745-45-1001

## 選挙人名簿の登録

選挙の種類	選挙権の要件
衆議院議員 参議院議員	満18歳以上の日本国民
知事 県議会議員	<ul style="list-style-type: none"><li>満18歳以上の日本国民</li><li>引き続き3ヶ月以上奈良県の区域内に住 所のある人</li><li>※上記の人が同じ県内の他の市町村に住 所を移し、3ヶ月にならない場合も含ま れます。</li></ul>
町長 町議会議員	<ul style="list-style-type: none"><li>満18歳以上の日本国民</li><li>引き続き3ヶ月以上平群町の区域内に住 所のある人</li></ul>

選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていないと投票することはできません。

選挙人名簿に登録されるには、特別の手続きは必要ありません。

登録は、毎年3月、6月、9月および12月と各選挙のときに行われます。選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に基づいて行われますので、住所の移転等の届出は、すみやかに行ってください。

### ▶ 登録の要件

- (1) 平群町の区域内に住所を有すること。
- (2) 満18歳以上の日本国民であること。
- (3) 住民票が作成された日(転入については転入届けをした日)から引き続き3ヶ月以上、平群町の住民基本台帳に記載されている人であること。

## 被選挙権

被選挙権とは、選挙によって議員や長に選ばれる資格のこと、日本国民であって次の要件を満たすことが必要です。

選挙の種類	被選挙権の要件
参議院議員 知事	満30歳以上の日本国民
衆議院議員 町長	満25歳以上の日本国民
県議会議員 町議会議員	その選挙権のある人で、満25歳以上の日本国民

※選挙権、被選挙権の要件は以上のとおりですが、次の人は除かれます。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの人(執行猶予中の人は除く。)
- (3) 公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ実刑期間経過後5年間(被選挙権は10年間)を経過しない人または刑の執行猶予中の人
- (4) 選挙に関する犯罪で禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の人
- (5) 公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている人
- (6) 政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている人

## 期日前投票

仕事に従事する予定があるまたは平群町の区域外に旅行若しくは滞在する予定があるなどの理由で投票所へ行けない人は、あらかじめ期日前投票を利用することができます。

### ▶ 期日前投票のできる期間など

告示(公示)の翌日から投票日前日までできます(曜日に関係なく、期日前投票ができます)。

また、病院や老人ホームなどで不在者投票指定施設として指定された施設に入院、入所している人は、その施設で不在者投票ができます。

- 「郵便等投票証明書」(7年間有効※但し、要介護5の人については、介護保険の被保険者証の有効期間に同じ)の交付を受けた重度身体障がい者・戦傷病者(障がいの程度が法で定められています)、介護保険法に基づく要介護状態区分が要介護5である人は、郵便等による不在者投票ができます。
- 体の不自由な人や字の書けない人に代わって、補助者が投票用紙に書き込む代理投票制度があります。投票所の係員に申し出てください。
- 目の不自由な人には、点字器と点字用投票用紙を用意してあります。投票所の係員に申し出てください。

## 不在者投票

- 仕事や旅行などで平群町以外の住所地に滞在していて、期日前投票や投票日に投票ができない方…  
平群町選挙管理委員会に直接または、郵便で投票用紙などの必要書類の請求をします。その場合滞在しているところの住所等記入する。
- 病院や老人ホームに入院、入所している方…  
施設者の係の方に申し出る。

## 郵便による不在者投票

身体障害者手帳か戦傷病者手帳または、介護保険の被保険者証を持っている方に自宅等において投票用紙に記載し郵便等により投票ができます。(事前に申請が必要となります。)